小郡市監査委員公表第２０号

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定により、監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和８年１１月９日

小郡市監査委員　　髙　山　　晃
小郡市監査委員　　立　山　　稔

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第１　監査の概要

１　実施期間　　令和８年９月１１日から令和８年１０月１３日まで

２　監査対象　　議会事務局

３　監査範囲　　令和７年度の財務に関する事務及び一般事務

４　着眼点　　財務に関する事務及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

５　監査方法　　事前に提出を求めた関係書類等に基づいて照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査等を行った。

第２　監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局から指導した。

1　監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

特になし

2　事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（１）契約事務（１件）

・契約書に記載されている書類が提出されていないもの

（２）支出事務（１件）

・会計年度所属区分が適正でないもの

監査委員指摘事項及び事務局指導事項については、以上のとおりである。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。